

～困ったら 一人で悩まず 行政相談～ (行政相談委員制度 50 周年記念標語)

平成 24 年度 行政相談週間

～ 10 月 15 日 (月) ～ 21 日 (日) ～

- 1 「行政相談週間」(10 月 15 日 (月) ～ 21 日 (日)) とは、総務省の「行政相談制度」を広く国民に周知し、一層利用していただくために、広報活動や相談所の開設を集中的に行うものです。
- 2 総務省宮崎行政評価事務所では、週間行事として、県下 3 か所(宮崎市、都城市及び延岡市)において、国、県、市や弁護士、司法書士などが一堂に会した「一日合同行政相談所」(通称「**くらし・行政相談所**」)(詳細は、別紙 1 参照)を開設します。
この合同相談所では、登記、税金、年金、道路など**行政に関する様々な相談**や、弁護士等による法律相談なども受け付けているため、**ワンストップで何でも相談でき**、大変便利な相談所です。
- 3 各市町村に 1 人以上配置されている行政相談委員が、各地で行政相談所を集中的に開設します。宮崎県内においては、全市町村、延べ 73 か所において開設します(別紙 2 参照)。

【お問い合わせ先】

総務省宮崎行政評価事務所 行政相談課 (担当: つちはし 土橋、みやじま 宮島)



○ 電話 : 0985-24-3370

行政相談シンボルマーク

○ アドレス : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/miyazaki/top.html>

一日合同行政相談所(「くらし・行政相談所」)の日程等

都城会場

- ・日時：10月12日(金)
10:00~15:00 (受付は 14:30 まで)
- ・場所：「都城市中央公民館」大会議室
- ・参加機関：10機関

宮崎地方法務局都城支局、熊本国税局税務相談室、宮崎河川国道事務所、
日本年金機構都城年金事務所、宮崎県、都城市、宮崎県弁護士会、
宮崎県司法書士会、行政相談委員、宮崎行政評価事務所

宮崎会場

- ・日時：10月17日(水)
10:30~15:30 (受付は 15:00 まで)
- ・場所：「宮交シティ」 3階「紫陽花ホール」
- ・参加機関：12機関

宮崎地方法務局、熊本国税局税務相談室、宮崎労働局、
宮崎河川国道事務所、日本年金機構宮崎年金事務所、宮崎県、宮崎市、
宮崎県弁護士会、宮崎県司法書士会、宮崎公証人合同役場、
行政相談委員、宮崎行政評価事務所

延岡会場

- ・日時：10月24日(水)
10:00~15:00 (受付は 14:30 まで)
- ・場所：「カルチャープラザのべおか」延岡市社会教育センター 1階
- ・参加機関：10機関

宮崎地方法務局延岡支局、熊本国税局税務相談室、延岡河川国道事務所、
日本年金機構延岡年金事務所、宮崎県、延岡市、宮崎県弁護士会、
宮崎県司法書士会、行政相談委員、宮崎行政評価事務所

宮崎県内各地における10月の行政相談所の開設状況

開催日	曜日	市町村名	会 場	開催時間	担当行政相談委員名
10月1日	月	三股町	総合福祉センター	10:00~12:00	下石年成
10月2日	火	宮崎市	青少年育成センター(小戸地域事務所)	10:30~11:30	西山久介
		小林市	須木総合ふさとセンター 1階相談室	10:00~15:00	龍神豊美
10月3日	水	延岡市	北浦公民館	10:00~15:00	奈須陽子
		えびの市	えびの市役所 2-1会議室	10:00~15:00	永田萌子
10月4日	木	美郷町	南郷区中央公民館	19:00~21:00	那須富重
		川南町	川南町公民館	10:00~15:00	米田正直
		都城市	中央公民館 高崎町ふれあい交流センターさわやか館	9:00~12:00 10:00~12:00	石崎陽一、長倉重久 岩崎清久
		小林市	野尻町保健福祉センター 1階相談室	10:00~15:00	國武正廣
10月5日	金	宮崎市	ボンベルタ橋東館8階	10:00~15:00	村田智子、黒木愛子
		綾町	綾町公民館	10:00~15:00	福留清人
		都城市	高城総合支所 西別館第2会議室	10:00~12:00	大浦義澄
10月9日	火	門川町	総合福祉センター	10:00~15:00	平木健、弓削美穂子
		椎葉村	高齢者センター	10:00~15:00	椎葉洋子
		西米良村	保健センター	9:00~12:00	竹之下豊憲
		日南市	日南市役所本館2階 西会議室 北郷福祉センター相談室	10:00~15:00 10:00~15:00	福山公子、門川協子、矢野長秀 図師祐忠
		都城市	山田総合福祉センター	10:00~12:00	萩原篤友
		小林市	小林市役所1階相談室	10:00~15:00	山之口志朗
10月10日	水	日之影町	保健センター総合相談室	9:00~12:00	津隈幸一
		延岡市	イオン延岡店	10:00~15:00	山口和代、後藤三枝子
		木城町	福祉センター	9:00~12:00	廣瀬一弘
		宮崎市	東大宮地区社会福祉協議会	10:00~15:00	大川厚志
		都城市	都城市西岳地区公民館	10:00~12:00	石崎陽一、長倉重久
10月11日	木	日向市	中央公民館	10:00~15:00	新名恵美子、黒木英行
		西都市	西都市役所南庁舎2階 小会議室	10:00~12:00	壹岐康宏
10月12日	金	日向市	中央公民館内さんびあ	9:30~12:00	新名恵美子、黒木英行
		宮崎市	ボンベルタ橋東館8階 清武総合支所	10:00~15:00 10:00~15:00	大川厚志、西山久介 鳥谷益己、中尾弘巳
10月13日	土	都城市	山之口総合支所 1階相談室	10:00~12:00	中原香津子
10月15日	月	高鍋町	福祉センター	9:30~12:00	小澤浩、宇田津士郎
		三股町	総合福祉センター	10:00~12:00	去川政雄
10月16日	火	宮崎市	青少年育成センター(小戸地域事務所)	10:30~11:30	西山久介
		小林市	西小林児童センター	10:00~15:00	山之口志朗、野田進一
10月17日	水	五ヶ瀬町	福祉センター	9:00~12:00	田中浜男
		高千穂町	高千穂町役場岩戸出張所	9:00~12:00	佐藤行男
		日之影町	保健センター総合相談室	9:00~16:00	津隈幸一
		延岡市	北方ふれあい交流センター 北川老人福祉館	9:00~14:00 10:00~15:00	永田信義 児玉剛誠
		美郷町	北郷保健センター	10:00~12:00	河内喜美子
		日向市	日向市社会福祉協議会東郷支所	10:00~15:00	岩見次夫
		高原町	総合保健福祉センター	9:00~12:00	今西達雄
		美郷町	西郷区峰集会センター	10:00~12:00	黒木正樹
10月18日	木	木城町	中之又総合福祉センター	9:00~12:00	廣瀬一弘
		西都市	西都市公民館 三納地区館	10:00~12:00	壹岐康宏、酒井ミツ子
		宮崎市	高岡総合支所3階会議室	9:30~12:00	四位行治
		国富町	総合福祉センター	9:30~12:00	宮永征男、渡邊豊
		都城市	中央公民館	9:00~12:00	石崎陽一、長倉重久
10月19日	金	延岡市	下塚集会所	10:00~15:00	児玉剛誠
		日向市	中央公民館内さんびあ	9:30~12:00	新名恵美子、黒木英行
		木城町	石河内公民館	9:00~12:00	廣瀬一弘
		宮崎市	ボンベルタ橋東館8階 佐土原総合文化センター 田野総合福祉館	10:00~15:00 10:00~15:00 10:00~15:00	村田智子、黒木愛子 坂東千里 船ヶ山 都
10月21日	日	宮崎市	さどわら健康ふくしまつり(佐土原地域福祉センター)	10:00~15:00	坂東千里
10月22日	月	串間市	串間市役所	10:00~15:00	武田一吉、河野日出男
10月23日	火	門川町	総合福祉センター	10:00~15:00	平木健、弓削美穂子
		串間市	串間市本城支所 串間市都井支所	10:00~11:45 13:15~15:00	武田一吉、河野日出男
10月24日	水	日向市	迫野内地区公民館	10:00~15:00	岩見次夫
		宮崎市	東大宮地区社会福祉協議会	10:00~15:00	大川厚志
		串間市	串間市市木支所 串間市大東支所	10:00~11:45 13:15~15:00	武田一吉、河野日出男
		都城市	都城市祝吉地区公民館	10:00~12:00	石崎陽一、長倉重久
10月26日	金	高原町	総合保健福祉センター	9:00~12:00	今西達雄
		諸塚村	中央公民館	9:00~15:00	矢房芳松
		都農町	老人福祉館	10:00~12:00	日浦二三男
		新富町	老人福祉センター	9:30~12:00	高木正敏
		宮崎市	ボンベルタ橋東館8階	10:00~15:00	鳥谷益己、中尾弘巳
10月28日	日	都城市	ラスパたかざき温泉交流センター	14:00~16:00	岩崎清久
		新富町	新田公民館 上新田公民館	9:30~11:30 13:30~15:30	高木正敏

行政相談委員制度について

1 行政相談委員制度の沿革

総務省の行政相談は、国の行政全般についての苦情や意見・要望等を受け付けて、公正・中立の立場から関係行政機関に必要なあっせんを行い、その解決や実現を図っています。

しかし、相談窓口である管区行政評価局・行政評価事務所は県庁所在地にしか設置されていないことから、行政相談体制を拡充するため、昭和36年に、国民の身近なところで気軽に相談できる窓口として行政相談委員制度が創設（昭和41年に行政相談委員法制定）され、民間の有識者が行政相談委員に委嘱されました。

2 行政相談委員の活動

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けて無報酬で活動しており、全国の市町村ごとに少なくとも1人配置され、全国で約5,000人、宮崎県内では61人が配置されており、主に次のような活動を行っています。

- ① 自宅において、常時住民からの苦情等を受け付けているほか、公民館等で定例的に相談所を開設しています。また、区域の広い市町村や交通の不便なところでは、巡回して相談所を開設しています。
- ② 受け付ける相談内容は、福祉、道路、年金・医療保険、雇用、登記など多岐にわたっています。
- ③ 地域の婦人会、自治会等の代表者と行政に関する懇談会（行政相談懇談会）を開催し、行政に関する要望や意見を聴取して行政運営の改善に役立てています。
- ④ 国の行政についての改善に関する意見を総務大臣に述べることができます。

3 地方公共団体との関係

行政相談委員は、国の行政に関する苦情等を受け付けることとされていますが、実際には地方公共団体に対する意見や要望も受け付け、関係機関に連絡しています。行政相談委員が受け付けた相談のうち、多くは地方公共団体についてのものとなっています。